

○委員長（島 昌之）

- ・ 開会宣告
- ・ 議題の確認

1 調査事件

(1) 宿泊税の考え方について

○委員長（島 昌之）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件について、4月25日付で財務部及び観光部から連名で資料が配付されている。その内容について説明を受けるため、財務部の出席を求めたいと思うが、よろしいか。（異議なし）
- ・ それでは、入室を求める。

（財務部 入室）

○委員長（島 昌之）

- ・ 資料についての説明をお願いします。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ 宿泊税については、令和2年2月に、その当時、函館市として考えていた制度概要についてまず説明させていただいた経過がある。
- ・ その後、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、議論を中断していたが、昨年5月、感染症が5類に移行し、観光入込客数が回復してきていることを踏まえ、宿泊税の導入に向けた検討を再開した。
- ・ この度改めて、本市における宿泊税の考え方がまとまったので、4月25日付けで資料を配付させていただいた。
- ・ 資料については、現時点における市の考え方の案であり、本日の委員会をはじめ、これから議員の皆様と議論をさせていただくとともに、引き続き、宿泊事業者、関係団体との意見交換などを重ねながら、最終的な取りまとめを行ってまいりたいと考えているのでよろしくお願いします。
- ・ 資料の内容については、税務室長から説明させていただく。

○財務部税務室長（佐藤 隆）

- ・ 資料説明：宿泊税の考え方について（令和6年4月25日付 財務部及び観光部調製）

○委員長（島 昌之）

- ・ お聞きのとおりである。
- ・ 本件について、本委員会の所管部分はただいま説明があった財務部が所管する税の制度設計や徴収方法などの部分についてである。御発言いただくに当たっては、御留意願う。
- ・ それでは、各委員から何か発言あるか。

○出村 ゆかり委員

- ・ まず宿泊税を導入することとした考え方についてお伺いしたい。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ 現在、本市では観光施策に対し、多額の一般財源を投入しているところだが、今後においても外国人観光客等の増加に伴う環境整備に加え、交流人口の拡大、地域経済の活性化を図るため、観光施策のさらなる充実が必要であると考えているところである。
- ・ 一方で、本市の財政状況については、物価高騰等による影響が今後も長期化すると予測されるほか、高齢化などの進展に伴い社会保障関係経費が増加し続けていることに加え、人口減少に伴う市税や普通交付税の減少が想定されるなど、一段と厳しさが増していくものと認識しているところである。
- ・ そのため、観光施策のさらなる充実を図るためには、安定的な財源を新たに確保する必要があり、財源確保の手法としては、市民に負担を求めるのではなく、観光施策をはじめとした行政サービスの恩恵を受ける観光客の皆様にご協力いただく観光目的税として、宿泊税を導入したいと考えている。

○出村 ゆかり委員

- ・ 従来は多額の一般財源を投入していたが、社会情勢も変わってきており、引き続き物価の高騰も考えられる。そこで、市民に負担を求めるのではなく、観光目的税として観光客に負担いただきたいという考え方については理解した。
- ・ では、宿泊税の導入に係るこれまでに検討経過について伺いたい。

○財務部税務室長（佐藤 隆）

- ・ 令和元年7月に、観光振興財源の在り方を検討するため、函館市観光振興財源検討委員会を設置し、宿泊税を含め、入湯税の超過課税や、入域する際に課税する入域税、環境保全に協力を求める保全協力金などの財源確保策等について検討を重ね、同年12月にさらなる観光振興施策の展開に必要な自主財源の確保が必要となること。財源確保策としては、税の制度としてできる限り簡素であり、一定規模の財源確保が見込まれる制度がふさわしく、また観光振興施策を中心とした行政サービスの恩恵を受けていることに対する負担の観点や宿泊客の多くが観光客であることを踏まえ、宿泊行為に課税する宿泊税が望ましいとの提言を委員会から受けたところである。
- ・ この提言を踏まえ、市として財源確保の手法としては、宿泊税を導入したいと考え、令和2年2月に宿泊税導入に係る制度概要をお示ししたところである。
- ・ その後、コロナ禍による議論の中断はあったが、昨年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行により、観光入込客数が回復してきていることなどから、導入に向けた検討を再開したところであり、この度、市としての宿泊税の考え方の案がまとまったので、お示しさせていただいたところである。

○出村 ゆかり委員

- ・ 検討経過については、わかった。
- ・ コロナ禍前に示された制度概要から、税率が変わっているが、理由について伺いたい。

○財務部税務室市民税担当課長（佐藤 善則）

- ・ 令和2年2月にお示しした制度概要では、宿泊税の税率については、1人1泊一律200円の定額制とし、北海道が宿泊税を導入した場合には、本市の宿泊税を150円に引き下げるという内容としていたが、この度お示しした税率案については、簡素な税制度であることを前提としつつも、納税義務者となる宿泊者の負担感に配慮し、最低税率を100円に引き下げると一方で、より高額な宿泊料金を支払って宿泊される方に対しては、その負担能力に応じた区分を設けることが望ましいと考え、段階的定額制に変更したところである。

○出村 ゆかり委員

- ・ 報道等でも4段階ということで聞いている。
- ・ 入湯税については、現行どおりということがわかった。
- ・ 資料の3ページで、免税点を設けないとのことだが、理由を伺いたい。

○財務部税務室市民税担当課長（佐藤 善則）

- ・ 宿泊税については、宿泊者が本市に滞在する間に受ける観光施策を中心とした行政サービスの受益に対し負担を求めるため、宿泊者の宿泊行為に対し課税するものであり、宿泊料金や宿泊の形態によって、受益の度合いが大きく変わるものではなく、税の公平性の観点から、宿泊料金による免税点は設けず、すべての宿泊者に宿泊税の御負担をお願いしたいと考えているところである。

○出村 ゆかり委員

- ・ 免税点を設けないということはわかった。
- ・ コロナ禍前は、宿泊税の導入に合わせて入湯税を減額することとしていたが、今回減額しないこととした理由を伺いたい。

○財務部税務室市民税担当課長（佐藤 善則）

- ・ 令和2年2月にお示しした制度概要では、宿泊税の税率を1人1泊200円の定額制とし、北海道が宿泊税を導入した場合には、本市の宿泊税を150円に引き下げることとした一方で、入湯税については、宿泊者の負担感を考慮し、150円から70円に引き下げる内容としたところだが、この度お示しした宿泊税の税率案については、宿泊者の負担感に配慮し、最低税率を100円に引き下げることとしたことから、入湯税については現行の税率を維持したいと考えているところである。

○出村 ゆかり委員

- ・ 課税の対象者について伺う。修学旅行だけが課税免除の対象となるのか。

○財務部税務室市民税担当課長（佐藤 善則）

- ・ 課税免除については、地方税法に「公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。」と規定されており、当該規定に基づき、個々の自治体の判断において行うものである。
- ・ 現時点では、修学旅行については、学校教育上の見地から行われる行事であることから、その公益性を配慮し、修学旅行等に参加する者及び引率者を課税免除の対象にしたいと考えているところである。
- ・ そのほか、修学旅行等に含まれる行事としては、例えば宿泊研修を対象とすることを想定しているところである。

○出村 ゆかり委員

- ・ 学校の宿泊研修とか修学旅行は、学校行事として想定しているので課税しないが、例えば学生だとか大会だとか、そういったものは課税するということである。
- ・ 宿泊事業者に対する取り組みについてお聞きするが、宿泊事業者への配慮として特別徴収義務者奨励金があるが、どのような内容か伺いたい。

○財務部税務室市民税担当課長（佐藤 善則）

- ・ 宿泊税は納税義務者である宿泊者から徴収することとなるが、徴収にあたっては、特別徴収義務者

として、宿泊事業者が徴収し、市へ納入していただくものである。

- ・ 宿泊事業者に市への申告・納入といった税の徴収に係る事務をお願いすることになるので、宿泊税の納税額に応じた奨励金を宿泊事業者に対して交付することを考えている。
- ・ なお、特別徴収義務者奨励金について、現時点では他都市の事例を参考に、納税額の2.5%を交付したいと考えているが、宿泊税導入から5年間については、宿泊事業者における宿泊税導入時の初期経費に配慮し、奨励金を0.5%上乘せし、3%を交付したいと考えているところである。

○出村 ゆかり委員

- ・ いろいろわかった。
- ・ 事業主さんとの意見交換会を5月20日に開催したと聞いている。どのような意見が出たのか。また、市としての考え方を示してから、この間、宿泊事業者からどのような意見が出ているか伺いたい。

○財務部税務室長（佐藤 隆）

- ・ 先月20日には意見交換会を開催したほか、宿泊事業者を含む関係団体には、制度概要等について説明させていただく機会を設け、意見をいただいたところである。
- ・ 制度に関する意見としては、宿泊者だけでなく、飲食やお土産の購入、交通機関の利用なども含め、観光関連業界に幅広く負担を求める仕組みの検討をすべきではないかといった意見や、宿泊料金の低価格帯の税率を引き下げてほしい。納税者の負担感や徴収事務の負担軽減のため、入湯税を撤廃または軽減できないのか。最近は宿泊料金をクレジットカード払い等で事前決済することが多く、別途宿泊税を徴収することは難しいと感じているなどといった意見が出されている。
- ・ また、使途に関しては、宿泊税を充当する事業を検討する際には、宿泊事業者も含めた協議会形式を取り入れられないか。新たな財源は宿泊事業者のメリットになる使途に充ててほしい。使途を明らかにしてほしい。課税開始時期に関する意見として、システム改修等の2度手間を考慮し、北海道と導入時期を合わせるべきではないかといった意見が出されたところである。

○出村 ゆかり委員

- ・ 事業者さんの意見はもっともだと思う。
- ・ 概要を聞いていても、まず使途がぼんやりとしか見えていないし、何よりメリットが——自主財源確保の観点からいくとこの方向しかないかもしれないが——やはりメリットが感じられない。
- ・ 現段階では、制度から徴収までの部分で財務部所管であるが、この委員会だけの所管だけでなく、観光部とか港湾空港部なども関わる問題なので、荷が重いと感じる。
- ・ 意見交換会で出た宿泊事業者からのさまざまな意見について、市はどのように認識しているのか伺いたい。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ 先ほど税務室長からも答弁させていただいたが、この間においても、様々な御意見をいただいたところであり、制度構築に向けては改めて宿泊事業者をはじめ、関係団体や議会の皆様と丁寧な議論を重ねていくことが重要であると認識したところである。

○出村 ゆかり委員

- ・ そのとおりだと思う。

- ・ コロナが5類になったからと言っても、コロナ禍前に戻っている事業者もあれば、そうでない事業者もいて、さらに大変になっている事業者もいる。旅行形態が変わってきているからだと聞いている。その部分はぜひともよろしくお願いします。
- ・ 課税開始時期はいつ頃を予定しているのか。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ 課税開始時期については、北海道も宿泊税の導入を検討している状況の中において、システム改修や税の申告事務など、宿泊事業者の事務の負担を考慮すると、北海道と導入時期を合わせることが望ましいものと考えているが、まずは宿泊事業者をはじめ、関係団体の皆様、議会の皆様との議論を重ねていくことがまずは重要であると考えている。この議論を進めていく中で、最終的な導入時期について判断してまいりたいと考えている。

○出村 ゆかり委員

- ・ 再三申し上げるが、やはりメリットが感じられないものに対して、事業者さんの手続き、入湯税がそのままあって、さらにもしかしたら北海道の宿泊税も加わって、二重三重に煩雑になっていくというところで、とにかく不安しか感じられないという声も聞いている。
- ・ 丁寧に議論を重ねていくことが重要だと改めて認識されたということなので、そのように私からもお願いします。
- ・ 要望になるが、宿泊税そのものは観光施策のさらなる充実を図るための目的税であり、その使われ方が非常に重要だと思う。4ページ目のイラストで宿泊税の使途ということで、大きく3つの項目が示されている。このことが最終的にどのような効果につながっていくのか、観光客数、宿泊者数の増加など考えはあるかと思う。最近は宿泊日数が減っているというニュースも見た。観光部がメインとなって、ビジョンをはっきり示して、事業者さんの意見を聞きながら、協議検討を丁寧に進めていただきたい。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 最近、外国人の観光客が本当に増えていると思う。
- ・ 観光地に行くと、ヨーロッパから来た方とかいろんな国の方がいるが、クルーズ船は宿泊がない。朝来て、夜帰るということなのだが、観光客は宿泊するしない関係なくいるが、そういった点はどういうふうに考えればいいのか。
- ・ 豪華客船の宿泊しないお客様は、宿泊しないから宿泊税は徴収できないと思うが、ここを整理していただきたい。

○財務部税務室長（佐藤 隆）

- ・ 観光客の宿泊以外のその他の行為・行動ごとに対する課税については、総じて制度の複雑化、徴税コストの増大が想定されることや、対象施設の選定や課税客体の補足が難しいほか、その範囲を広げた場合には行く先々での納税となるため、1人当たりの納税負担額が過重となることが考えられるところである。
- ・ 本市においては、観光振興に関する財源確保策のための税の制度としては、できる限り簡素であり、また、観光振興施策を中心とした行政サービスの受益を受けることに対する負担の観点や、来函者の6割の方が宿泊し、宿泊者の多くが観光客であることを踏まえ、宿泊行為に課税する宿泊税が、望ま

しいと考えているところである。

- ・ 現時点で日帰りクルーズ客については課税対象外としている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 宿泊税の使途によっては少し考え方を換えようと思うが、今物価高騰で、いろんな意味で課税というのはどうなのかなと思う。今の説明を聞くと、特別徴収義務者への配慮というところで考えていただいているようだし、金額についても段階的に考えていると。
- ・ いろいろ調べていたら、金沢市では今年の10月から1人1泊5千円未満を免税にすることによって決まったみたいだが、函館市の場合は100円。北海道も合わせると200円ということで、2万円未満から5千円も含まれていると思うが、その前に、5千円未満の簡素な宿泊については税金を取らないほうがいいんだよねという声も聞いているが、そこはどのように考えているか。

○財務部税務室市民税担当課長（佐藤 善則）

- ・ 先ほどと少し重複するが、宿泊税の性質として観光施策を中心とした行政サービスの受益に対し、広く負担を求めるところであり、宿泊料金や宿泊形態といったところで受益が変わるというものではなく、税の公平性の観点から、免税点については設けないということで考えているところである。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 5年前に観光振興財源検討委員会が開かれて、そこから提言を受けたということだが、行政主導型で検討委員会を始めたというように捉えてよいか。それとも市民が関係者を集めてそういう検討委員会を開いたのか。それはあくまでも宿泊税をどういうふうに考えるかという検討委員会だったのか教えていただきたい。

○財務部税務室長（佐藤 隆）

- ・ 観光振興財源検討委員会については市民が立ち上げたというものではなく、市の方で設置させていただき、最初から宿泊税について検討するという会議ではなく、あくまでも今後の観光振興のための財源確保の必要があるのか。そういうところから始まり、その必要性があるということであれば、その財源の確保策はどのようにすべきか検討していただいた結果、宿泊税が望ましいという意見をいただいたところである。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 行政主導で始まった検討委員会ということで、先ほどの答弁の中で宿泊事業者との意見交換会というのをやってきているということだが、その宿泊事業者の団体の皆様と観光振興財源検討委員会のメンバーは重複しているのか。検討委員会から宿泊税を導入するという提言があった。けれども、その中には宿泊事業者——現在旅館やホテルやいろんなことを営んでいる事業者さんも入っている検討委員会であったのか教えていただきたい。

○財務部税務室長（佐藤 隆）

- ・ 検討委員会のメンバーとしては、学識経験者のほか、全部で8名で検討していただき、検討委員のほかに、オブザーバーとして宿泊事業者の方2名にも参加していただき、検討委員と同じようにその場で意見を頂戴しながらということで運営していた。

○市戸 ゆたか委員

- ・ オブザーバーとして宿泊事業者さん2名が参加しているということだが、その方たちも納得しているかどうかはわからないが、改めて宿泊事業者の方にいろいろ説明したり、意見を聞いた中で様々意見が出てきたようだが、やはり現場で頑張ってくださっているホテルや旅館の皆様ときちんと話し合いを続けてほしいと思うので、丁寧に行っていただきたい。
- ・ 先ほどの1泊5千円未満のところも5年に1回見直すということなので、その辺も考慮しながら検討していただきたい。

○高橋 千晶委員

- ・ 最初に出村委員が事業者の方との意見交換会での質問や意見はどのようなものがあったかという質問があったが、その中の1つで、宿泊にかかわらず、観光に関わる事業者からもという意見もあり、観光に使う税金ということであれば宿泊だけではないと思ったところだが、それに対する回答についてももう一度お願いする。

○財務部税務室長（佐藤 隆）

- ・ 観光客の宿泊だけでなくその他の行為、行動ごとに対する課税については、総じて制度の複雑化徴税コストの増大が想定されることや、対象施設の選定、また課税客体の捕捉が難しいほか、その範囲を広げた場合には行く先々での納税となるため、1人あたりの納税負担額が過重となることが考えられるところであり、本市においては観光振興に関する財源の確保施策のための税の制度としてはできるだけ簡素であり、また、観光振興施策を中心とした、行政サービスの受益を受けることに対する負担の観点や、来函者の約6割の方が宿泊しており、宿泊者の多くが観光客であるということを踏まえ、宿泊行為に課税する宿泊税が望ましいと考えているところである。

○高橋 千晶委員

- ・ 確かにそのとおりで、行く先々で何百円、何十円と取られれば、どんどん積み重なって多額の税金を払うことになってしまうので、そのあたりは難しい問題かと思うが、観光客の立場を考えれば、じゃあ隣の町に泊まろうかとか、そこまで考える人はいないかもしれないが、そういう方も考えられるかなと思う。
- ・ つい先日金沢市に行って3泊したのだが、宿泊料金は別に決済して、またそのあとに宿泊税がかかると言われて、1泊200円で600円いただきますと言われてちょっとドキッとした。
- ・ 金沢市は今駅前再開発がすごく進んでいてきれいである。道路も歩道もきれいに整備されており、そういう街の様子を見れば、そういうことに使われるんだなということで納得できるし、喜んで払うのだが、それだけ税金を取られるということであれば、観光客の方の視線——見方も厳しくなると思う。今後使うことになるとすれば、より一層頑張っていたきたいと思う。
- ・ 細かいことだが、高額な宿泊料金に対して2千円というのは強気な設定だと思う。下の説明をみると、海外の方向けということも書かれているが、海外では一般的なものか。浸透されているものなのか。

○財務部税務室市民税担当課長（佐藤 善則）

- ・ 海外では一般的には定率制の方が多く、例えば北海道では倶知安町が定率制を導入している。
- ・ 今導入している先進都市としては、倶知安町以外は定額制もしくは段階的定額制となっている。

○高橋 千晶委員

- ・ 倶知安町だけが2%ということで、計算してみると函館市が設定している金額とそんなに大差はないと思う。海外の人にはなじみのある制度だということで理解した。
- ・ 繰り返しになるが、観光客の方の期待に応えられるような事業を行えるように制度設計していただきたい。
- ・ 観光客の方に宿泊税の使途についてアナウンスできればなお良いかと思う。よろしくお願いします。

○福島 恭二委員

- ・ 検討経過の中のマルの2つ目のところについて、コロナ禍で観光客が減った。ところが5類に移行して観光入込客数が増えてきた。だから導入するという極端な受け止めにされがちではないかと思う。5類になって、これから観光客が増え続けると大いに期待したいが、税を導入したことによって減ってくるかもしれない。増えてくるという見方をしているかもしれないが、こういう記述は1つの理由だとは思いますが誤解されるのではないかと思う。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ 御指摘いただいた件について、資料の見方が3段になってしまっているというところについてはお詫びしたい。あくまでも観光振興のさらなる充実を図るための施策であるので御理解いただきたい。本来文書が続けて読んでいただければというところである。

○福島 恭二委員

- ・ そう思うが、税を取ってほしくない人からすれば、そういう読み方もあると思うので、誤解されないように本当のことを書いて説明した方がよいと思う。
- ・ 検討委員会の中で、関係事業者も含めて、宿泊事業者はオブザーバーとして2名入り、その中の1名は外野席から反対だと言っていたという声が当時聞こえてきたが、それも含めて検討した結果、宿泊税が適当ではないかという提言を受けたということである。それはそれとして受け止めるが、オブザーバーを含めて検討委員会そのものが宿泊税でいいという結論が出たという理解でよいのか。先ほど高橋委員から質問があったように、ロープウェイだとか観光業者にとればそこだけ利益を得ている。だけれども、複雑な業務で税を徴収すると非常に不公平じゃないかという意見もあると耳にした。実際に捕捉が大変だと言われればその通りだと思う。
- ・ 検討委員会が最近改めて開かれたのか、前回の令和元年度の時の委員会の結論をそのまま得て、現在導入を検討しているのか併せてお答えいただきたい。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ 福島委員からお話があったとおり、コロナ禍前の令和元年度に開いた検討委員会の結論で、今進んでいるのは間違いない。ただ、この間、当時考えていた制度から見直しを図り、宿泊事業者あるいは宿泊者の負担を考慮して今回税率を100円に引き下げる判断をさせていただいたというところである。

○福島 恭二委員

- ・ 経過を言えば、当時は確か北海道はまだ発表しないで、函館市が徴収するという発表をした。そして、間もなく道がやるという話をしてバッティングしたような形になった。
- ・ 札幌市とタッグを組んでみたり、北海道を横に置いて単独でも走るとような経過もあった。結果的に道ともめた。しかし、道は道でやるとなったので、先ほど質問もあった入湯税について、200円取るんだったら少し下げるとような話もあったようだが、現在は割り切って負担をかけられな

いから、函館市は100円、北海道も100円ということで落ち着けようとしている。これは理解している。だから、入湯税についてもそのままである。

- ・ 本当の話をすると、これだけの観光客が来ると、オーバーツーリズム——ごみ問題のような様々な問題が発生して、それなりにお金がかかっているわけだから、それを考えると欲しいところであるし、もらっていいのではないかという気持ちももちろんあるのだが、新たな課税となるわけで、理解が一致して、理解の上で徴収するということにしなければ。できるだけそういった環境を調整しながら導入になってほしい。
- ・ 先ほど聞いたように、検討委員会は新たに開いて、改めて確認して前回と同様に進めると合意をして進めているのか。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ 新たに今回、観光振興財源検討委員会を開いた結果ではない。あくまでも、コロナ禍前に一度、宿泊税の導入で行かせていただきたいとその時点で制度概要をお示しさせていただいていたので、今回は改めて宿泊税の導入として、検討を行ってきたところである。

○福島 恭二委員

- ・ それはわかるが、2、3年前に結論を出して、それから情勢の変化も様々あると思う。道と協議してやるとなった経過も含めて。だから、新たに会議を開いて協議したということでもなくてもいいから、改めてこうやりますよという話をきちんと報告して理解して、今日に至っているのかどうかを聞きたい。答弁だと、前にやったことをそのまま引用したようなことだから、それでいいのだろうかと思うから聞いている。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ 今回検討を再開するにあたっては、もう一度ゼロベースから導入すべきかどうか判断させていただいたのは間違いないので、御理解いただきたい。

○福島 恭二委員

- ・ 言おうとすることはわかるが、あまりにも極端で経過がないから、心配しすぎかもしれないが、観光振興財源検討委員会で決まったということがあるから。2、3年前に決まったのなら、それをそのまま現在引用するという極端なことを言っているから、心配している。
- ・ 改めて、当時のメンバーなどに連絡して了解をもらって現在に至っているのか伺いたい。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ 当時の委員全員には連絡はしていないが、オブザーバーとして参加いただいた組合員の理事長には、議論を再開するにあたって当然御挨拶に伺い話をさせていただいている。そのうえで、前段いろんな意見を伺った中で、今回案をお示しさせていただいているが、宿泊事業者の方々もいろんな形態がある。まだまだ色々な意見が出ているので、さらに協議を重ねて最終的な案にしていきたいと思っている。

○福島 恭二委員

- ・ わかったが、いずれにしても新しい税の導入だから、皆さんそれぞれ不満もあるし、了解をしている所もあるようだが、先ほども言ったように、観光目的税にすれば良かったのではないかと、いまだにそのような意見があるようにも聞くので、やはりそこは説明にきちんと納得していただくようにし

ていかなければだめだと思う。

- ・ 個々の観光振興に対する設備投資も含めて、財源を投入するとあるが、従来の施設以外に新しいものはない。新しいものを考えていて税を投入するのか。今より観光客が来て、1泊のところが2泊3泊するというような長期滞在のことも考えながら、観光振興を図ることもしなければならないと思うので、その辺も十分やっていただくようお願いして終わる。

○吉田 崇仁委員

- ・ 宿泊税の制度概要のなかで、2万円未満は北海道と同じ100円、2万円から5万円までも同じく200円。ところが10万円以上になってくると函館市が一気に高くなって500円ではなくなる。なぜこんなに高くしたのか、その理由を知りたい。

○財務部税務室市民税担当課長（佐藤 善則）

- ・ 宿泊税については、宿泊価格の上昇への対応や負担能力に応じた税率設定の考え方を踏まえ、先行事例を参考に、低価格な宿泊料金に対してはより低額な課税、高価格な宿泊料金に対しては、より高額な課税を行う段階的定額制が望ましいと考えたものであり、今後、海外富裕層等の宿泊が増加することを想定し、10万円以上のより高価格の宿泊料金に対して、応分の負担を求めたいと考えているところである。
- ・ 他都市の事例では、令和6年3月に総務大臣の同意があったニセコ町についても、10万円以上の料金区分を2千円としており、先ほど紹介した倶知安町では定率制だが、宿泊料金が10万円の場合、宿泊税2%なので、2千円としているところである。

○吉田 崇仁委員

- ・ ニセコ町や倶知安町は、相当高額なホテルがあるが、函館市で10万円以上は多くないのではないかな。

○財務部税務室市民税担当課長（佐藤 善則）

- ・ 宿市内の10万円以上の宿泊料金は、部屋を借りるということで10万円以上はあるが、常時というのではない実態である。しかしながら、今後出てくる場合も想定して、この設定にさせていただいている。

○吉田 崇仁委員

- ・ それは便乗値上げというものだ。取るものを取りたいと。それでは公平な税の負担にならない。
- ・ はじめ、北海道はずいぶん高いといった話をしていたが、ある程度安くおさまったと感じている。
- ・ しかし、函館市が高い案を出して、10万円以上の部屋なんてない。そのなかで、ただ便乗値上げするようなら、北海道に合わせて500円にするべきだと思う。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ あくまでも、今後の裕福層向けのホテルが建つのではないかとすることを想定しての2,000円で間違いない。一方で、先日の宿泊事業者からの意見でも、この部分についてはどうなのか意見をいただいているので、検討の余地があるものと考えているので、御理解いただきたい。

○吉田 崇仁委員

- ・ 出村委員からも話があったが、コロナでホテル業界は大変な苦勞をしている。ある程度の軌道に乗るまであと1年くらいかかると思う。今後はどんどん高い料金にしていくという。
- ・ 湯の川などの話を聞くとみんな反対しており、賛成している人は誰もいない。

- ・ しかし、市としての観光目的税を理解はするが、ないような部屋の料金への税額を出すなら北海道に合わせるべきだと思うがいかがか。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ 今回の意見を含めて、再度検討したいと思う。

○佐藤 留義委員

- ・ 新聞報道などを見ると、事業者がまだ納得していないようだ。それで、4億円くらい集まるとのことなので、年間1億円くらいは使い道を事業者さんと話し合って使わせてあげたら納得するのではないと思うがいかがか。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ 宿泊税は観光のための目的税であり、当然、観光振興以外に使えないということになる。
- ・ 先日、宿泊事業者からの意見の中でも、協議しながら使ってほしいという意見もあったので、観光部を中心に、市としてしっかり考えていかなければならない。

○佐藤 留義委員

- ・ 時間はかかると思うが、頑張っていたきたい。

○工藤 篤委員

- ・ 観光に使う予算は今までどのくらいか。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ 年度により増減はあるが、おおよそ4億円から5億円。最近は湯の川の道路整備をしており、それを含めると7億円から8億円程度である。

○工藤 篤委員

- ・ 現状の予算をベースに4億円入るから、それを観光目的税とするならば、そっくり上乗せして総体の観光費になると理解してよいか。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ 観光振興を目的とした新たな税ということなので、新規・拡充の事業に充てていかなければ総務省の同意を得ることも難しい状況になるので、上乗せをしていくことを考えている。

○工藤 篤委員

- ・ 消費税のようにこれに充てると言っても、実際はそうでなかったという状況もあるので、観光目的税ということでそこに充てるといっていただければ理解を得られるのではないと思う。
- ・ 竹葉新葉亭に知人がおり、1泊35万円の部屋があると聞いている。事実なのか、1人分の料金かわからない。吉田委員のお話も理解できるが、ある人からとる。税金だから。
- ・ 事業者からすると、この金額は函館市、この金額は北海道とかになると、事務的に非常に煩雑になる気がするが具体的にどのように作業してくのか。

○財務部税務室市民税担当課長（佐藤 善則）

- ・ 工藤委員のおっしゃるとおり、市と道が導入した場合、徴収は道から市に委任され、宿泊事業者は市に納入していただく。ただし、これからの整理事項となるが、申告書については道と市と2つになることから、そういった手間もあるので、今後、道と調整しながら出来るだけ事業者負担のかからない制度を検討していきたい。

○工藤 篤委員

- ・ 市道民税の場合は、市が徴収し、計算して道に収めるという形だが同じか。

○財務部長（島田 文弘）

- ・ 同じである。

○工藤 篤委員

- ・ わかった。
- ・ 課税免除のところで、修学旅行等の「等」には宿泊研修のほかに何があるか。

○財務部税務室市民税担当課長（佐藤 善則）

- ・ 先ほど示した考え方としては、修学旅行・宿泊研修、そういったところから言うと学校・学年全体において、学習指導要領に定めている学校行事が対象になるかと思う。林間学校も対象になるかと思うが、そういったところで整理しているところだ。

○工藤 篤委員

- ・ 自分はラグビースクールをやっているが、困っているのが遠征費である。大会や合宿があったりするとき、個人の車で事故があったらどうすると。バスの値段は2倍、3倍になっている。
- ・ 学校関係でなくて、地域のクラブ活動とかスポーツ活動とかの減免について検討していただきたいと思う。

○委員長（島 昌之）

- ・ ほかに発言はないか。（なし）
- ・ 発言を終結する。
- ・ 理事者においては、本日の質問の趣旨を踏まえ、今後の対応を進めていただきたいと思う。
- ・ ここで理事者は退出願う。

（財務部 退出）

- ・ 議題終結宣告

(2) 平成28年（2016年）7月6日付け函館市学校教育審議会答申「第2グループ小学校の再編について」に対する対応と今後の学校再編について

○委員長（島 昌之）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、5月29日付で教育委員会から資料が配付されている。その内容について説明を受けるため、理事者の出席を求めたいと思うが、よろしいか。（異議なし）
- ・ 理事者の入室を求める。

（教育委員会 入室）

○委員長（島 昌之）

- ・ それでは、資料についての説明をお願いします。

○教育委員会学校教育部長（堤 勝幸）

- ・ 令和6年5月29日付で配付した参考資料「平成28年（2016年）7月6日付け函館市学校教育審議会答申「第2グループ小学校の再編について」に対する対応と今後の学校再編について」説明さ

せていただくが、委員長にお願いがある。各委員に追加の資料として、資料1「平成28年（2016年）7月6日付函館市学校教育審議会答申」を配付させていただきたいと考えているが、よろしいか。

○委員長（島 昌之）

- ・ 各委員いかがか。（異議なし）
- ・ それではお願いします。

（資料配付：平成28年（2016年）7月6日付函館市学校教育審議会答申）

- ・ それでは、引き続き資料の説明をお願いします。

○教育委員会学校教育部長（堤 勝幸）

- ・ 資料説明：平成28年（2016年）函館市学校教育審議会答申「第2グループ小学校の再編について」に対する対応と今後の学校再編について（令和6年5月29日付 教育委員会調製）
- ・ 資料説明：平成28年（2016年）7月6日付函館市学校教育審議会答申

○委員長（島 昌之）

- ・ お聞きのとおりである。
- ・ ただいまの説明について、各委員から何か御発言あるか。（「説明が何を言っているのか分からない」「資料のとおり説明していない」の声あり）
- ・ ただいま配付された資料について説明された。（「資料に書いてないことの説明が多い」「資料に基づいた説明をすべき」との声あり）
- ・ 学校教育部長に申し上げる。ただいま配られた資料と5月29日付の資料があるが、どちらの資料のどの部分について説明しているのかわからなかったとの声があったので、資料に基づいた説明をお願いします。

○教育委員会学校教育部長（堤 勝幸）

- ・ 先ほどの説明では、資料に記載のないものもかなりあったとのことだったので、改めて資料に基づいて説明をさせていただく。
- ・ 資料説明：平成28年（2016年）函館市学校教育審議会答申「第2グループ小学校の再編について」に対する対応と今後の学校再編について（令和6年5月29日付 教育委員会調製）
- ・ 資料説明：平成28年（2016年）7月6日付函館市学校教育審議会答申（「保護者説明会やアンケートについて資料に記載がない」「改めて説明を受ける場を設けた方がいいのではないか」との声あり）

○委員長（島 昌之）

- ・ ただいまの説明の中でのアンケートについては、本日の資料の中ではどこにも記載はないが、2月に配付されたアンケート結果の報告に入っているということか。（「はい。」の声あり）
- ・ ただいま、2回の保護者説明会とアンケートについて説明されたが資料には記載がない。（「本日の資料の中にはない」「改めて説明を受ける場を設けた方がいいのではないか」の声あり）

○教育長（藤井 壽夫）

- ・ 資料等について、不備があり申し訳ない。明確な説明ができるよう、説明資料を基にして後日改めて説明させていただきたい。

○委員長（島 昌之）

- ・ 各委員いかがか。（異議なし）
- ・ それでは、後日改めて資料に基づいて説明をいただきたいと思う。
- ・ ここで理事者は退出願う。

（教育委員会 退出）

○市戸 ゆたか委員

- ・ 私も総務常任委員会は長いが、教育委員会はこの間、この学校再編問題について説明会を実施したり、アンケートを実施したり、様々行ってきたが、委員会で説明を受けずに資料だけ配付されるのみだった。委員会として責任を持っていないと思ってこの間、見ていた。
- ・ 本日もアンケートの結果など、過去の資料を探し出して持ってきた。
- ・ 学校の再編は大きな問題であるため、今後は資料の配付だけではなく、説明を受ける場を設けてほしいと思った。

○委員長（島 昌之）

- ・ 市戸委員の意向はわかった。
- ・ 本日の資料の内容について改めて説明を受ける日程については、正副で協議し各委員と調整させていただきたいが、いかがか。（異議なし）
- ・ 議題終結宣告

2 その他

○委員長（島 昌之）

- ・ 本委員会の新たな調査事件について、正副の案として、「消防団の充実強化に向けた取り組みについて」を調査してはどうかと考えている。本件について提案する理由や調査の目的について資料を調製したので説明する。
- ・ 資料説明：総務常任委員会 所管事務調査事件（案）
- ・ 消防団の充実強化に向けた取り組みについてを本委員会の新たな調査事件として取り扱うということによろしいか。

○工藤 篤委員

- ・ 基本的に賛成だが、合併前の旧函館市と旧 4 町村の消防団の実態に違いがあると理解している。その部分を理解しないで、何を目的に調査をするのかお示しいただきたい。旧 4 町村の場合は、消防団が放水活動をしており、消防の職員がいなかった頃から消防団が担っていた。役所の職員も予備消防隊のような形で私どももその任務をしていて、若い時には、山火事に行くと服がだめになったこともあった。旧函館市の場合は交通整理だとかになるのか、実際の放水業務には携わらないというふうに聞いていた。

○委員長（島 昌之）

- ・ 今後の調査の進め方に、まず本市の現状調査を行うことを掲げさせていただいている。
- ・ 工藤委員がおっしゃるとおり、合併前と合併後と状況が異なるのではないかという指摘もあるのでこれらも踏まえた現状調査をまず行い、今後進めていきたいと考えている。

- ・ 今後の進め方については、資料のとおり、まずは理事者から改めて本市の現状等を捕捉できる資料の説明を受け、現状調査を行っていく。その後、課題などを整理した上で、他都市の取り組み事例も含めて調査を行っていく。そのような進め方でよろしいか。（異議なし）
- ・ 本件については、委員会の閉会中継続調査事件とすることによろしいか。（異議なし）
- ・ 閉会中継続調査事件については、調査の趣旨・目的を踏まえた理由をもって議長に申し出たいと思うが、御異議ないか。（異議なし）
- ・ その他だが、各委員から何か発言あるか。

○高橋 千晶委員

- ・ 前回の常任委員会の時に、年に1回くらいは学校を是非見せていただきたいという要望をしたと思うがその後いかがか。賛同する意見もあったかと思うが。（「現場の受け入れが大変だという話になった。」との声あり）

○委員長（島 昌之）

- ・ 高橋委員から前回お話をいただき、大事なことだという認識は各委員で共有されていると思うが、ただ、単なる見学ではなく、具体的な調査の内容を明らかにし、訪問先へも趣旨等を明確にする必要がある。必要な時期に、必要な調査を委員会にお諮りして調査してまいりたいと考えている。
- ・ この時点で具体的な内容まではいかないのではないかと思う。
- ・ まず本市の現状調査を行うことを掲げさせていただいている。

○出村 ゆかり委員

- ・ 前回、高橋委員は具体的に見学したい内容を言っていたかと思ったが、ＩＣＴについてだったか。

○高橋 千晶委員

- ・ 去年は桔梗小学校のＩＣＴを中心にさせていただく機会があった。
- ・ 現時点で具体的に何について見たいというものではないが、教育委員会を所管する総務常任委員会として、普段なかなか立ち入ることのない学校について、その時々課題など含めて委員会として見ておくことが大事かと思った。
- ・ 調査事件ならないと難しいということは理解できる。

○委員長（島 昌之）

- ・ 具体的な目的をもって調査を行いたいと申し込まないと、受け入れる側も難しいと思う。

○福島 恭二委員

- ・ 昔は最初の委員会の時に関係する施設を見て回ったものだった。新人委員もいるのだから、本当は最初の委員会で見て回ればよかったのだが、最近は何の委員会もなされなかった。

○委員長（島 昌之）

- ・ 今後どのような進め方をするか、正副で相談させていただきたい。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 所管事務調査について、正副から案が出たが、各委員へも何を調査したいかというワンクッションがあった方がよかったと思う。各委員からの調査したい項目について、正副でまとめて提出していただけたらよかったと思う。

○工藤 篤委員

- ・ 4月17日に開催された委員協議会で、新幹線の函館駅乗り入れに関する調査結果について、説明を受けたり議論した。私は、事務局からは概要版に従って申出書を提出してくださいと受けたと理解している。
- ・ 概要版以外のことについても、議論されている部分もあったが、それについてはほとんど触れなかった。それであれば、概要版は概要版として、それを基にもう一度全体で議論する場が必要だと思って、委員長に要請したつもりだが、いかがか。

○福島 恭二委員

- ・ 工藤委員が言うように、4月17日の協議会とは別に議論はやるべきだと思う。（「報告に対する議論について。」の声あり）
- ・ 報告に対する議論でもよいが、現在の状況なども議論すべきだと思う。

○委員長（島 昌之）

- ・ 4月17日の委員会では、理事者に対し、展開があった際は適宜議会へ報告するよう求め、調査を行うということで確認していたと思うので、理事者から状況の展開について報告があった際に改めて開催したいと考えていた。

○工藤 篤委員

- ・ それはわかる。ただ、私が言ったのは申出書を記入する段階では概要版に基づいて発言をするとされていたものだから、私はそこから一步も進んでいない。
- ・ 協議会の際は財源的な部分やいろいろな発言もあったので、もう一度仕切り直しをした方がよいのでないかと思って言った。

○福島 恭二委員

- ・ 工藤委員が言うように、新たな問題ではなくとも4月17日の協議会一度で済ませる問題ではないので、時間も経過し、本日の質疑でもあったとおり、調査結果についての市民説明会を開催することになっているし、議会へも報告することになっている。
- ・ そういうことで変化もあるのだから、折を見て、期間を見て開催すべき。

○委員長（島 昌之）

- ・ 工藤委員、福島委員から御意見いただいたが、今後の進め方については正副で検討したいと思う。
- ・ そのほか、各委員から発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣告

午後2時51分散会